

単式蒸留しようちゆうの表示に関する公正競争規約及び同施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第11条第1項の規定に基づき、単式蒸留しようちゆうの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「単式蒸留しようちゆう」とは、酒税法(昭和28年法律第6号)第3条第10号に規定する単式蒸留しようちゆう(泡盛及び輸入単式蒸留しようちゆうを除く。)及び単式蒸留しようちゆうの表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるものをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第2条第2項に規定する酒類製造業者のうち、単式蒸留しようちゆうを製造して販売する者をいう。</p> <p>3 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する単式蒸留しようちゆうに関する事項について行う広告その他の表示であつて、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 単式蒸留しようちゆうの容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものによる広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、ビラ、パンフレット、広告マッチその他これらに類似するものによる広告(宛名広告及び入場券等による広告を含む。)及び訪問広告</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。)映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 単式蒸留しようちゆうの表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項の施行規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 単式蒸留しようちゆうに連続式蒸留しようちゆうを混和したもの(連続式蒸留しようちゆうの純アルコール量が単式蒸留しようちゆうの純アルコール量を超えないものに限る。以下「単式・連続式蒸留混和しようちゆう」という。)</p> <p>(2) 単式蒸留しようちゆうに炭酸ガス(炭酸水を含む。)を加えたもの</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、単式蒸留しようちゆうの容器又は包装に、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文(算用数字及び慣用記号を含む。)で明りように表示しなければならない。</p> <p>(1) 酒類の種類及び品目</p> <p>(2) 原材料及び添加物等</p>	<p>(必要な表示事項)</p> <p>第2条 規約第3条各号に掲げる事項の表示については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)又は食品衛生法(昭和22年法律233号)の定めるところによるほか次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 酒類の種類及び品目</p> <p>イ 「単式蒸留しようちゆう」と表示する。 ただし、単式・連続式蒸留混和しようちゆうにあっては、 「単式蒸留しようちゆう混和」 連続式 又は「単式・連続式蒸留しようちゆう混和」と表示する。</p> <p>ロ 例外表示</p> <p>(イ) 「単式蒸留しようちゆう」(単式・連続式蒸留混和しようちゆうを除く。)の表示に代えて「本格しようちゆう」又は「ホワイトリカー」又は「しようちゆう乙類」と表示することができる。</p> <p>(ロ) 「単式蒸留しようちゆう混和」 連続式 又は「単式・連続式蒸留しようちゆう混和」の表示に代えて 「ホワイトリカー 混和」 又は「しようちゆう乙類混和」 甲類 又は「しようちゆう乙類甲類混和」と表示することができる。</p> <p>(2) 原材料及び添加物等</p> <p>イ 原材料名は、「原材料」の文字のあとに使用した原材料(水を除く。)を使用量の多い順に表示する。ただし、100ミリリットル以下の容量のものにあっては、原材料の表示を省略することができる。</p> <p>ロ 次の場合は、それぞれの文字を原材料の次に順次表示する。</p> <p>(イ) 砂糖を加えた場合「砂糖添加」</p> <p>(ロ) 合成着色料(食用黄色4号、同5号に限る。)を使用した場合「合成着色料添加」</p> <p>(ハ) 連続式蒸留しようちゆうを混和した場合、「単式蒸留しようちゆう」</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則																		
<p>(3) 容器の容量（内容量）</p> <p>(4) アルコール分</p> <p>(5) 事業者の氏名又は名称</p> <p>(6) 製造場の所在地</p> <p>(7) 発ぼう性を有するものにあつてはその旨</p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第4条 事業者は、単式蒸留しようちゆうにつ</p>	<p>及び「連続式蒸留しようちゆう」と表示し、それぞれの文字に続けて混和割合を併記（1%未満の端数は四捨五入）した上で、その後に括弧書きで、混和したそれぞれのしようちゆうのもろみの製造に使用した原材料（水を除く。）を使用量の多い順に、その最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>(3) 容器の容量（内容量） 「ミリリットル」、「ml」、「リットル」又は「l」で表示する。</p> <p>(4) アルコール分 容量比で「パーセント」、「%」、「度」又は「度以上 度未満」と表示する。</p> <p>2 規約第3条各号に掲げる事項を表示する文字の大きさは、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 酒類の種類及び品目 容器の容量別に、次に掲げるポイント（号）活字に該当する大きさを下回らないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="906 1084 1465 1464"> <tr> <td>3.6 リットル超</td> <td>26 ポイント（1号）</td> </tr> <tr> <td>1.8 リットル超 3.6 リットル以下</td> <td>16 ポイント（3号）</td> </tr> <tr> <td>1.0 リットル超 1.8 リットル以下</td> <td>14 ポイント（4号）</td> </tr> <tr> <td>360ミリリットル超 1.0 リットル以下</td> <td>10.5 ポイント（5号）</td> </tr> <tr> <td>360ミリリットル以下</td> <td>7.5 ポイント（6号）</td> </tr> </table> <p>(2) 原材料及び添加物等 容器の容量別に、次に掲げるポイント活字に該当する大きさを下回らないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="906 1615 1465 1688"> <tr> <td>300ミリリットル超</td> <td>8 ポイント</td> </tr> <tr> <td>300ミリリットル以下</td> <td>6 ポイント</td> </tr> </table> <p>(3) 第3号から第7号までの表示事項 容器の容量別に、次に掲げるポイント活字に該当する大きさを下回らないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="906 1839 1465 1912"> <tr> <td>300ミリリットル超</td> <td>6 ポイント</td> </tr> <tr> <td>300ミリリットル以下</td> <td>5.5 ポイント</td> </tr> </table>	3.6 リットル超	26 ポイント（1号）	1.8 リットル超 3.6 リットル以下	16 ポイント（3号）	1.0 リットル超 1.8 リットル以下	14 ポイント（4号）	360ミリリットル超 1.0 リットル以下	10.5 ポイント（5号）	360ミリリットル以下	7.5 ポイント（6号）	300ミリリットル超	8 ポイント	300ミリリットル以下	6 ポイント	300ミリリットル超	6 ポイント	300ミリリットル以下	5.5 ポイント
3.6 リットル超	26 ポイント（1号）																		
1.8 リットル超 3.6 リットル以下	16 ポイント（3号）																		
1.0 リットル超 1.8 リットル以下	14 ポイント（4号）																		
360ミリリットル超 1.0 リットル以下	10.5 ポイント（5号）																		
360ミリリットル以下	7.5 ポイント（6号）																		
300ミリリットル超	8 ポイント																		
300ミリリットル以下	6 ポイント																		
300ミリリットル超	6 ポイント																		
300ミリリットル以下	5.5 ポイント																		

公正競争規約	公正競争規約施行規則									
<p>いて、次の各号に掲げる用語を表示する場合においては、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) 冠表示 次のいずれかに該当する場合でなければ、冠表示(特定の原材料の使用を強調する表示をいう。以下同じ。)をしてはならない。</p> <p>イ 当該原材料が、使用原材料の全部又は大部分を占めるものであるとき。</p> <p>ロ 当該原材料の使用比率が、使用原材料のうち最大であるとき。</p> <p>ハ 当該原材料の使用比率を施行規則の定めるところにより、冠表示に併記して表示するとき。</p> <p>(2) 原酒 蒸留後に水、混和物、添加物等を加えず、かつ、アルコール分が36度以上のものでなければ、原酒の文字を表示してはならない。</p> <p>(3) 長期貯蔵 3年以上貯蔵したものが、ブレンド後の総量の50パーセントを超えるものでなければ、長期貯蔵又はこれに準ずる趣旨の表示をしてはならない。</p> <p>(4) かし樽貯蔵 かし樽に貯蔵し、その特色を有するものでなければ、かし樽貯蔵と表示してはならない。</p> <p>2 事業者は、前項各号に掲げる用語以外の用語を表示しようとするときは、その用語について明りよう、かつ整然と消費者に分かるように表示しなければならない。</p> <p>(その他の表示事項等)</p> <p>第5条 日本酒造組合中央会(以下「中央会」</p>	<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第3条 規約第4条第1項第1号イの「大部分」とは、50パーセント以上とする(単式・連続式蒸留混和しようちゆうを除く。以下本条において同じ)。</p> <p>2 規約第4条第1項第1号ハの規定により表示するときは、使用比率が10パーセント以上、50パーセント未満の場合にあっては10パーセント刻み、使用比率が10パーセント未満の場合にあっては1パーセント刻み(1パーセント未満は切り捨てる。)で冠表示に併記して「パーセント以上使用」等と表示するものとする。</p> <p>3 前項に規定する表示の文字の大きさは、容器の容量別に、次に掲げるポイント活字に該当する大きさを下回らないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="874 1084 1485 1312"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>原 材 料 及 び%</th> <th>数 字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1リットル超</td> <td>12ポイント</td> <td>16ポイント</td> </tr> <tr> <td>1リットル以下</td> <td>10.5ポイント</td> <td>14ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 規約第4条第1項第3号の「これに準ずる趣旨」とは、古酒等長期貯蔵を意味するものとし、ブレンド後の総量比較は、アルコール分の総量により計算する。</p> <p>5 規約第4条第1項第3号の「貯蔵年数」は、貯蔵容器に貯蔵した日の翌日からその貯蔵を終了した日までの期間によるものとし、1年に満たない端数は切り捨てて計算する。</p>	区 分	原 材 料 及 び%	数 字	1リットル超	12ポイント	16ポイント	1リットル以下	10.5ポイント	14ポイント
区 分	原 材 料 及 び%	数 字								
1リットル超	12ポイント	16ポイント								
1リットル以下	10.5ポイント	14ポイント								

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>という。)は、第1条の目的を達成するため、特に必要があると認めると場合は、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示の基準を施行規則により定めることができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、単式蒸留しようちゆうの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 単式蒸留しようちゆうでないものについて単式蒸留しようちゆうであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 客観的事実に基づく根拠を欠く「最高」、「代表」、「第一」等業界における最上級を意味する用語の表示</p> <p>(3) 成分、製法、品質、原材料等について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 産地について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 貯蔵年数について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 伝統、歴史、製造技術、生産規模、生産設備、販売量、販売比率その他事業者の実態について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位にあるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 賞でないものについて賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</p>	<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第4条 規約第6条に掲げる不当表示の類型等を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 規約第6条第2号 客観的事実に基づく根拠を欠く「最高級」、「超」、「最優良」等業界における最上級を意味する文言又は「最古」、「最新」、「最大」、「当社だけ」等の唯一性を意味する文言の表示</p> <p>(2) 規約第6条第3号 イ 特定の原材料及び添加物等が多いこと又は少ないこと(無添加、無使用を含む。)を強調することにより、品質が優れているかのように誤認されるおそれがある表示 ロ 自己の他の製品に比較して、品質に著しい差異がないものに、特別に吟味して製造したものであるかのように誤認されるおそれがある吟醸、吟造等「吟」の文字を使用した表示</p> <p>(3) 規約第6条第4号 当該地域で生産(蒸留し、かつ、容器詰めすることをいう。)されていないものに、「の」、「産」、「名産」、「特産」、「本場」等地名とのつながりを強調し、当該地域で生産されたかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 規約第6条第7号 イ その事実がないにもかかわらず、あたかもその事実があるかのようにみせ</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(8) 自己の取り扱う他の商品又は自己の他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 他の事業者又はその製品を中傷し、ひぼうし又はこれらの信用をき損するような表示</p> <p>(10) 他の酒類と誤認されるおそれがある表示</p> <p>(11) 宮内庁御用達、官公庁御用達又はこれらに類する表示</p> <p>(12) 客観的事実に基づく根拠なしに単式蒸留しようちゆうが医薬上の効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造し販売する単式蒸留しようちゆうの内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(規約の実施機関)</p> <p>第 7 条 この規約の実施機関は中央会とする。</p> <p>2 中央会は、この規約の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情の処理に関する</p>	<p>かけた賞</p> <p>ロ 社会的な地位、責任のないものにつけた賞</p> <p>ハ 申請者が全員入賞するような場合の最低の賞</p> <p>ニ 自己のつけた賞</p> <p>(5) 規約第 6 条第 8 号</p> <p>ある特定の商品に受けた賞、推奨等であるにもかかわらず、当該事業者に係る他の商品についても、賞又は推奨を受けたかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>賞、推奨等の表示に係る商品又は事業が、実際に賞、推奨等を受けた商品又は事業であることが明りょうに認知できない場合の賞、推奨等の表示</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>こと。</p> <p>(7) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(8) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(酒造組合等の協力義務)</p> <p>第8条 事業者及び酒造組合(酒造組合連合会を含む。)は、この規約を円滑に実施するため、中央会に協力しなければならない。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第9条 中央会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、当該事業者から事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく中央会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 中央会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、理事会の決定に基づき10万円以下の違約金を課すことができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 中央会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。</p> <p>2 中央会は、前項の警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業</p>	<p>(酒造組合に対する通知)</p> <p>第5条 規約第2条第3項第1号に規定する表示を新たに定め又は変更しようとする事業者は、当該表示発表後速やかに細則で定める様式に従って所属する酒造組合(酒造組合連合会を含む。以下同じ。)に通知しなければならない。</p> <p>2 前項により通知を受けた酒造組合はその写を必要に応じ日本酒造組合中央会(以下「中央会」という。)に送付するものとする。</p> <p>(違反に対する処理手続)</p> <p>第6条 違約金の額及び納付の方法については、次のよるものとする。</p> <p>(1) 違約金の額の決定等違反に対する措置は、中央会の理事会で決定する。</p> <p>(2) 違約金の納付先は、違反者が所属する酒造組合(酒造組合連合会を除く。)とする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>者に対し、理事会の決定に基づき 100 万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 中央会は、前条第 3 項又は前二項の規定による措置を採つたときは、その旨を遅滞なく、文書をもつて消費者庁長官及び国税庁に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第 11 条 中央会は、第 9 条第 3 項又は前条第 2 項の規定により違約金を課そうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを違約金を課そうとする事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 20 日以内に中央会に対し文書によつて異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 中央会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、第 1 項の事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、これに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 中央会は、第 2 項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定及び変更)</p> <p>第 12 条 中央会は、この規約の実施に関する事項について施行規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の施行規則を定め又は変更しようとするときは、中央会の総会の議決を経て事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則 この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行日から施行する。</p>	<p>(細則の制定)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の細則を定め又はこれを変更したときは、遅滞なく消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。</p> <p>附 則 この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行日から施行する。</p>